

宮城県犯罪被害者支援条例施行規則

平成16年3月31日
宮城県公安委員会規則第7号

宮城県犯罪被害者支援条例施行規則を次のように定める。

宮城県犯罪被害者支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮城県犯罪被害者支援条例(平成15年宮城県条例第76号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(被害者支援員の要件)

第2条 条例第10条第1項の被害者支援員は、次に掲げる要件を満たしている25歳以上の者でなければならない。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

2 被害者支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。)第2条第2項の犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者
- (2) 犯給法第23条に規定する犯罪被害者等早期援助団体において、犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者
- (3) 犯罪被害等に関する相談に関し、前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(被害者支援員証)

第3条 被害者支援員に対しては、その身分を証するため、被害者支援員証(別記様式)を交付する。

2 被害者支援員は、その職務に従事するに当たっては、前項の被害者支援員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

第4条 被害者支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らしたとき。
- (3) 被害者支援員たるにふさわしくない非行のあったとき。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

被害者支援員証

（表）

写真	被害者支援員証	第 号
	氏 名 生年月日	
<p>上記の者は、宮城県犯罪被害者支援条例第10条に定める被害者支援員として、被害者支援業務に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員会</p>		

（裏）

<p>被害者支援員は、その職務に従事するに当たっては、前項の被害者支援員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（宮城県犯罪被害者支援条例施行規則第3条第2項）</p>
--

（注）被害者支援員証の規格は、横8.56cm、縦5.40cmとする。